

別表1

ケアハウス「明日香苑」利用料金表

一人部屋

単位：円

	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	合計	冬期加算	年間利用料
1	1,500,000以下	10,000	43,703	25,000	78,703	11,210	955,646
2	1,500,001～1,600,000	13,000	43,703	25,000	81,703	11,210	991,646
3	1,600,001～1,700,000	16,000	43,703	25,000	84,703	11,210	1,027,646
4	1,700,001～1,800,000	19,000	43,703	25,000	87,703	11,210	1,063,646
5	1,800,001～1,900,000	22,000	43,703	25,000	90,703	11,210	1,099,646
6	1,900,001～2,000,000	25,000	43,703	25,000	93,703	11,210	1,135,646
7	2,000,001～2,100,000	30,000	43,703	25,000	98,703	11,210	1,195,646
8	2,100,001～2,200,000	35,000	43,703	25,000	103,703	11,210	1,255,646
9	2,200,001～2,300,000	40,000	43,703	25,000	108,703	11,210	1,315,646
10	2,300,001～2,400,000	45,000	43,703	25,000	113,703	11,210	1,375,646
11	2,400,001～2,500,000	50,000	43,703	25,000	118,703	11,210	1,435,646
12	2,500,001～2,600,000	57,000	43,703	25,000	125,703	11,210	1,519,646
13	2,600,001～2,700,000	64,000	43,703	25,000	132,703	11,210	1,603,646
14	2,700,001～2,800,000	71,000	43,703	25,000	139,703	11,210	1,687,646
15	2,800,001～2,900,000	78,000	43,703	25,000	146,703	11,210	1,771,646
16	2,900,001以上	84,500	43,703	25,000	153,203	11,210	1,849,646

- この表における対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。
- 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の取り扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124001号)の「1「対象収入」について」の取り扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取り扱い、(3)「収入として認定するものの取り扱い」、(4)「必要経費の取り扱い」を準用する。
- 11月から3月までの間、冬季暖房費として、月額2,242円を加算する。
- 夫婦で入苑する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。
- 月の途中で入苑又は退苑した場合は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{月額徴収} \times \frac{\text{当該月の実入苑日数}}{\text{当該月の日数}}$$

この金額は、平成27年4月1日現在です。